

# 芸北広域環境施設組合格約

					平成5年5月11日
					〔 指令地方第53号 〕
改正	平成	5年	8月23日	指令地方第	72号
	平成	13年	4月9日		
	平成	14年	7月18日	指令市行第	9号
	平成	16年	3月1日	指令市行第	63号
	平成	17年	1月19日	指令市行第	85号
	平成	19年	2月2日	指令市行第	75号
	平成	21年	3月25日	指令市行第	121号
	平成	28年	12月21日	指令市行第	442号

## 第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、芸北広域環境施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、次の各号に掲げる市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

- (1) 安芸高田市
- (2) 北広島町

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務
- (2) ごみの収集、運搬及び処分に関する事務
- (3) ごみの処理業に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、広島県山県郡北広島町有田1234番地に置く。

## 第2章 組合の議会

(組合議会の組織及び議員の選挙方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は8人とする。

2 前項の組合議員は、関係市町の議会においてその議会の議員のうちから安芸高田市にあっては5人、北広島町にあっては3人を選挙する。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。

(組合議員の補充)

第7条 組合議員に欠員が生じたときは、当該組合議員の属していた関係市町の議会は、速やかにこれを補充しなければならない。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会に議長及び副議長をそれぞれ1人置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において、組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

### 第3章 執行機関

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 組合に管理者1人、副管理者1人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、関係市町の長の互選による。

3 会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。

(管理者及び副管理者の任期)

第10条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長の任期による。

(補助職員)

第11条 組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 前項の職員の定数は、組合の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

### 第4章 組合の経費

(組合の経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は、組合の事業から生ずる収入、国又は県の補助金、地方債、その他の諸収入及び関係市町の負担金をもってこれに充てる。

2 前項の負担金は、地方交付税法（昭和25年法律第211号。以下「法」という。）の規定に基づき、この組合に関して清掃費のうち投資的経費の事業費補正に係る基準財政需要額の増加分（以下「増加需要額」という。）が算入された関係市町があるときは、当該増加需要額に相当する額（普通交付税の額の算定にあたり、法第10条第2項ただし書きの規定が適用された場合においては、その額に同項ただし書きに定める算式のうち当該関係市町の需要額に乗ずる率を乗じて得た額を控除した額）は、当該関係市町が負担する。

3 前項の負担金でなお不足する場合は、関係市町が負担するものとし、当該負担割合は、毎年度、組合の議会において定める。

### 第5章 雑則

(委任規定)

第14条 この規約の施行に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成5年5月11日指令地方第53号）

1 この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条第1号中、運営に関する事務並びに同条第2号及び第3号に規定する事務については、この組合が設置するごみ処理施設の供用開始の日から施行する。

2 組合は、山県東中部福祉衛生組合の処理する事務のうち、一般廃棄物処理施設の設置に関する事務を承継する。

3 組合は、第1項ただし書きの規定による施行日において、美土里町高宮町ごみ処理組合の共同処理する事務並びに吉田町及び八千代町のごみ処理事業に関する事務を承継する。

附 則（平成5年8月23日指令地方第72号）

この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月9日から施行する。

附 則（平成14年7月18日指令市行第9号）

この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条第2号中、甲田町及び向原町に係るごみの収集及び運搬に関する事務については、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月1日指令市行第63号）

この規約は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成17年1月19日指令市行第85号）

1 この規約は、平成17年2月1日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず現に在任する議会の議員の任期は、平成17年1月31日までとする。

附 則（平成19年2月2日指令市行第75号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日指令市行第121号）

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月21日指令市行第442号）

この規約は、平成29年4月1日から施行する。